

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1345号)

平成28年6月20日

横情審答申第1345号

平成28年6月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年8月20日健保険第1164号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「滞納整理事務嘱託員納付相談窓口・電話対応標準マニュアル国民健康
保険滞納整理業務」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「滞納整理事務嘱託員納付相談窓口・電話対応標準マニュアル国民健康保険滞納整理業務」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「滞納整理事務嘱託員納付相談窓口・電話対応標準マニュアル国民健康保険滞納整理業務」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年6月17日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

対象行政文書のうち、非開示とした部分については、国民健康保険料（以下「国保料」という。）の滞納整理を進める上で、今後の方針や処分の決定に関わる情報が記載されている。それらの情報を開示することにより、横浜市が進める滞納整理において、滞納者が自らの状況を推察することが可能となる。

また、滞納者は、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動や財産の処分等の対策を講じることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は滞納処分を不当に免れるなど、徴収に係る事務を著しく阻害するおそれがあるため、本号に該当すると考え、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書を全部開示するとの決定を求める。
- (2) そもそも知る権利は、憲法上の情報の受領を妨げられない権利（自由権）であり、積極的に情報の公開を求める権利（社会権）でもある。

憲法は法定手続きの保障を明記している。税などの賦課・徴収は国民の財産権を

侵すものであり、とりわけ法定手続きの保障が求められる。

よって国民主権や憲法の諸条項に照らして、全部開示を求める。

- (3) 非開示とした部分及び理由では、そもそも内容が非開示なので意見の出しようが無い。
- (4) 国税通則法（昭和37年法律第66号）や国税徴収法（昭和34年法律第147号）では納税緩和制度が定めてあり国保料の徴収にも適用される。その説明の有無を確認するため開示を求める。
- (5) 本件申立文書では「生活困窮」について、「生活保護」「法テラス」へ案内するとなっているが、最低限の生業を営む小企業は全て「生活困窮」とは認められないのか。「生活困窮」の小企業に、どのような滞納納付相談をするのか説明の有無を確認するため開示を求める。
- (6) 多くの取引先に、「問い合わせ」等が行われ、その事で、「取引中止」になり更に納付が困難となった例も出ている。

どのように注意徹底しているのか、確認するため開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 滞納整理に関する事務について

実施機関では国保料の滞納者が生活困窮に該当せず、国保料の支払いに充当すべき収入や資産があるにもかかわらず、滞納保険料の納付がなされない場合は、滞納者の財産に対し滞納処分を執行している。

滞納処分は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税徴収法に基づき行われる。

横浜市の各区保険年金課では、国保料の徴収及び未納対策に関する事務を行っており、その一環として滞納整理を行っている。

滞納整理においては、滞納者の実態、滞納となった原因等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたり調査が行われる。滞納整理に必要な調査については、「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、・・・質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる」

（国税徴収法第141条）との規定に基づいて行うほか、前段階における通常の行政調査としての財産調査を行うことがある。

(2) 滞納整理事務嘱託員について

横浜市の各区保険年金課では、滞納整理担当職員及び滞納整理事務嘱託員が滞納整理の事務を分担して行うことにより、効率的な滞納整理の事務を行っている。

滞納整理事務嘱託員は、滞納整理担当職員が滞納処分等の事務に専念できるよう、納付相談の窓口対応及び電話対応並びに滞納整理担当職員の指示の下に財産調査を行う等事務補助のために設けられたものである。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、滞納整理事務嘱託員が、窓口又は電話において納付相談を受ける際の基本的な対応及び事務の補助を行うための具体的な内容が記載されたものである。実施機関は、本件申立文書のうち、滞納整理を進める上での、今後の方針や処分の決定に関わる情報について条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 当審査会において本件申立文書を見分したところ、実施機関が非開示とした部分は、納付相談窓口業務及び電話対応の業務フロー図の一部、滞納者への具体的な対応方法の一部並びに滞納整理において注目する財産が分かる部分であることが認められる。

ウ これらの非開示部分には、滞納整理事務嘱託員が納付相談を進めていく手順や、質問に対する応答例、事務処理の方法などが、滞納整理の段階や財産の種類ごとに具体的に記載されている。

エ このような情報が公になると、納付相談における滞納整理事務嘱託員の対応内容から滞納者が自らの状況を推察することが可能となり、また実施機関がいかなる段階でどのような財産について調査を行うかを滞納者が推測することが容易となる。そうすると、一部の滞納者やその関係者が、滞納処分を不当に免れるために資金の移動、財産の処分を行う等の対策を講じるなどにより、国保料の徴収に係る事務に関し、実施機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると

認められる。

オ よって、本件申立文書のうち非開示とされた部分は、いずれも本号柱書に該当する。

カ なお、実施機関が当審査会に提出した一部開示理由説明書では、実施機関は本号アの該当性についても主張しているとも読めるが、上述のとおり、本件申立文書のうち非開示とされた部分は条例第7条第2項第6号柱書に該当し、開示しないことができるものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年8月20日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年8月27日 (第187回第三部会) 平成27年8月27日 (第274回第一部会) 平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・諮問の報告
平成27年9月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議